

令和6年度 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

実 施 要 項

1 趣 旨

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を取り巻く諸課題に関する都道府県協議会の成果の発表等及び研究協議等を行うことにより、幼児教育の一層の振興・充実を図る。

2 主 催

文部科学省(こども家庭庁との合同開催)

3 開催期日

令和6年12月5日(木) 13時30分から17時
12月6日(金) 10時から17時

4 実施方法

会場参集及びオンライン配信(Zoomによる配信予定)による開催
※オンライン配信における会議情報等の詳細は後日、参加者あてに連絡。

5 会 場

T K P 新橋カンファレンスセンター
住所 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング

(全体会・会場)

ROOM 16D (16階)

(分科会・会場)

分科会	講師	会場
第1分科会	聖徳大学 教授 河合 優子	ROOM 14C (14階)
第2分科会	鳴門教育大学 教授 佐々木 晃	ROOM 14D (14階)
第3分科会	國學院大學 教授 吉永 安里	ROOM 14F (14階)
合同分科会	上記、3名の講師による鼎談	ROOM 12F (12階)

※各分科会におけるテーマは共通

6 全体会日程（12月5日）

13：00～13：30	受付
13：30～13：35	開会
13：35～14：05	文部科学省からの挨拶・行政説明
14：05～14：35	こども家庭庁からの行政説明
14：35～14：55	休憩
14：55～16：55	シンポジウム（※）
16：55～17：00	事務連絡
17：10～	第2日目（分科会）打合せ （研究発表者、分科会司会者、分科会記録者）

※シンポジウム

テーマ：「幼児教育・保育の質的向上に向けた 地域における
連携体制の構築・展開・発展」

（シンポジスト）

神戸大学 教授 北野 幸子

福井大学大学院 教授 岸野 麻衣

（コーディネーター）

玉川大学 教授 大豆生田 啓友

7 分科会日程（12月6日）

9：30～10：00	受付
10：00～10：05	開会
10：05～10：45	研究発表（分科会ごとに2団体）
10：45～11：25	質疑応答・協議等
11：25～11：45	講師講評
11：45～11：50	事務連絡
＜11：50～13：00 昼食休憩＞	
13：00～14：30	グループ別協議
14：30～15：15	グループ別協議発表
＜15：15～15：35 移動・休憩＞	
15：35～16：55	講師総括（※3人の講師による鼎談）
16：55～17：00	閉会・事務連絡

8 分科会における協議主題等

（1）第1～3分科会

＜協議主題＞ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について

【協議の視点】

① 幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進

- ・ 幼保小の先生が互いの教育内容や指導方法、教育の連続性・一貫性についての理解を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実現するためには、幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間において、どのような連携・協働を進めていくことが考えられるか。また、その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。
- ・ 幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間における連携・協働の成果を踏

まえ、各園において、遊びを通して学ぶという幼児期の特性を踏まえつつ、小学校以降の教育を見据えて小学校以降の生活や学習の基盤を育成するためには、指導計画の作成や指導の過程の評価・改善等について、どのような工夫が考えられるか。

② 架け橋期のカリキュラムの開発・実施

- ・教育の連続性・一貫性を踏まえ、幼保小が協働して「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を明らかにするとともに、これらを基にして「園で展開される活動」や「小学校の各教科等の単元構成等」等を具体的に明確にしなが、架け橋期のカリキュラムを作成していくためには、どのように進めていけばよいか。
- ・架け橋期のカリキュラムの実効性を高めるなど、幼保小の接続の取組について、家庭や地域との連携を図りながら評価・改善・発展させ、持続可能なものとしていくためには、自治体や各幼児教育施設・小学校において、どのように進めていけばよいか。

9 参加者等

(1) 参加条件

次のうち、各都道府県教育委員会の推薦する者

- ア. 各都道府県・市区町村教育委員会の指導主事等
- イ. 幼稚園の園長及び教員等
- ウ. 認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等
- エ. 保育所の施設長及び保育士等
- オ. 小学校の校長及び教員等
- カ. 各都道府県・市区町村の子ども・子育て支援新制度担当者、保育行政担当者、幼児教育アドバイザー等
- キ. 各都道府県の私立幼稚園行政担当者等
- ク. 幼稚園教員養成課程を置く大学の教員

(2) 参加人員

- ① 各都道府県教育委員会が推薦する会場参集の参加者人数は、第1日目・第2日目ともに原則として4名以内（東京都は10名以内）とする。ただし、指定都市のある道府県は、1指定都市につき3名以内まで人数を増やして推薦できるものとする。

(例) 神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市）の場合、 $4名 + 3名 \times 3 = 13名$

オンラインでの参加者人数は、第1日目・第2日目は、各都道府県教育委員会は原則として10名以内（東京都は20名以内）とする。ただし、指定都市のある道府県は、1指定都市につき8名以内まで人数を増やして推薦できるものとする。

参加方法	第1日目（全体会）	第2日目（分科会）
会場参集	4名以内 1指定都市につき3名まで追加可 東京都は10名以内	4名以内 1指定都市につき3名まで追加可 東京都は10名以内
オンライン参加	10名以内 1指定都市につき8名まで追加可 東京都は20名以内	10名以内 1指定都市につき8名まで追加可 東京都は20名以内

- ※オンライン参加者は、1名分のアカウントで複数人が同時に視聴することも可能とする。その場合、第2日目のグループ別協議については代表者1名が発言を行うものとする。
- ※各都道府県教育委員会において、参加人数の上限を超える推薦がある場合は、文部科学省へ事前にご相談ください。
- ② 各都道府県教育委員会は、都道府県協議会における研究の成果報告の趣旨を踏まえ、令和6年度は3分科会を設定するため、**3名以上は必ず参加者を推薦する**ものとする。
※参加者を推薦する際には、**可能な限り2名以上は会場参集にて御参加いただけますようご検討ください。**
- ③ 各都道府県教育委員会における参加人数については、会場の収容人数を勘案した上で、調整を図ることとする。
- ④ 12月5日の全体会、6日の分科会において、中央セミナー（こども家庭庁）と中央協議会（文部科学省）への推薦の重複には留意すること。
- ⑤ 参加する分科会の決定は、事前配布の資料と共に、参加者本人宛に連絡するものとする。

(3) 参加手続

各都道府県教育委員会は、地域の実情等を考慮しつつ、指定都市・中核市を含む各市区町村部局・教育委員会、各都道府県知事部局、附属幼稚園を置く各国立大学法人及び関係団体等と協議の上、参加者を取りまとめ、**令和6年10月31日(木)までに別添4（参加者名簿様式（Excelファイル））を、以下の文部科学省が運營業務を委託する事業者へ電子メールで提出するものとする。**

（参加者のメールアドレスの確認のため、参加者名簿様式の提出後、事業者より確認の返信メールが3営業日以内に返送されます。返信がない場合には、原則電子メールにて、以下連絡先へ直接御連絡ください。）

(提出先)

保育実践充実推進のための中央セミナー、
幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）運営事務局【株式会社 JTB】
E-mail: hoiku2024@jtb.com TEL: 03-6628-4790（平日 9:30～17:30）

10 分科会の研究協議

- (1) 別紙1に示した都道府県においては、第2日目午前の分科会において、研究発表、分科会司会、分科会記録を行うこととする。研究発表時間は原則として1都道府県20分以内とする。
- (2) 研究発表者、分科会司会者、分科会記録者は第1日目の日程終了後（17:10目途）に、会場にて第2日目の運営のための事前打合せを行う。担当者の確認及び運営方法等については、担当いただく各都道府県教育委員会へ別途連絡するものとする。
- (3) 第2日目午後のグループ別協議の司会者、グループ別協議の記録者については、各都道府県教育委員会からの参加者の推薦後、事前配布資料とともに、本人宛てに別途連絡するものとする。なお、グループ別協議の司会者、グループ別協議の記録者については、事前打合せは予定していない。

11 研究成果の要旨

各都道府県教育委員会は、別紙2を参照し、令和6年度幼児教育の理解・発展推進事業（都道府県協議会）において研究を行った協議主題に係る都道府県協議会の研究成果の要旨を、別紙様式により作成し、令和6年11月5日（火）までに電子メールで文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係（youji-shidou@mext.go.jp）に提出すること。なお、提出の際には、協議主題ごとにファイルを分け、電子メールの件名は、「（都道府県番号_都道府県名）中央協議会研究成果」とすること。

例）（01_北海道）中央協議会研究成果

（なお、第2日目午前に研究発表する自治体においては、後日、研究発表要旨を提出いただくため、別紙様式の提出は不要とする。）

12 その他

- （1） 資料について、冊子配布は行わず、事前にメールでの送付を行うことから、参加者登録の際、メールアドレスについては誤りのないよう入力すること。
- （2） 参加に係る旅費については、研究発表者を除き、国からは支払われないので注意すること。同様に、都道府県協議会のための支出委任経費からも支出できないので注意すること。
- （3） 参加者の宿泊施設については、各自確保すること。

13 本件に関する連絡先

申し込み等に関する問い合わせ

保育実践充実推進のための中央セミナー、
幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）運営事務局【株式会社 JTB】
TEL 03-6628-4790（平日 9:30～17:30）
E-mail : hoiku2024@jtb.com

中央協議会の内容に関する問い合わせ

文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-6734-2376
E-mail youji-shidou@mext.go.jp